

保全又は保護の確保に関する違約金条項

第1条 乙は、仕様書及び仕様書を補足する細部資料（以下「仕様書等」という。）における秘密保全に関する事項を定めるところにより、秘密保全の万全を期さなければならない。

2 乙は、甲により保全又は保護の確保について指定した情報、文書及び図面等（以下「情報等」という。）について、本契約に関する情報に接する権限のない者に漏えいしたことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次の各号に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、乙が、当該情報の漏えいについて、自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明したときは、この限りでない。

(1) 漏えいしたときの違約金

契約金額の100分の5

(2) 次のアからウまでの事由に該当する場合には、前号に掲げる金額に、それぞれ当該アからウまでに掲げる金額を加算

ア 情報等の漏えいが乙の故意又は重大な過失によると認められるときは、前号に掲げる金額と同額

イ 乙が甲に対し、情報等の漏えいの事実を直ちに報告しなかったときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた額

ウ 乙が甲に対し、情報等の漏えいに関し虚偽の報告をしたときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた金額

(3) 乙が過去10年以内に情報等を漏えい（当該漏えいが本契約に係るものであるか、甲乙間の他の契約に係るものであるかを問わない。）し、甲により第1号に該当するものとして違約金を請求されていた場合においては、今回漏えいした第1号に掲げる金額と同額を加算

(4) 前号に規定する場合における当該過去の情報等の漏えいが第2号に掲げる加算事由のいずれかに該当するとされた場合であって、今回の情報等の漏えいが当該加算事由と同一の事由に該当するときは、前号に掲げる金額の加算に加えて、当該加算事由に応じて第2号に掲げる金額と同額を加算

(5) 情報等の漏えいが、第2号のイ又はウに掲げる事由に該当せず、かつ、乙の極めて軽微な過失によると認められるときは、第1号、第3号及び前号の規定にかかわらず、契約金額の100分の5以内で甲が定める金額

3 乙が複数の情報等を二の行為において漏えいした場合は、漏えいした各情報等について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。

4 乙が甲との間の複数の契約において保全又は保護すべきものとされている情報等を漏えいした場合において、いずれの契約の履行における漏えいか乙が証明できないときは、当該情報等が漏えいした疑いがある各契約について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。

5 乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合は、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延納利息を甲に支払わなければならない。

第2条 乙が情報等を保全又は保護する責任がある期間は、乙が甲から情報等を指定した旨の通知を受けたときから、当該情報等の指定にかかる期間（甲が当該期間を延長する旨乙に通知した場合は、当該延長後の期間）が終了するまで、又は甲が情報等の指定を解除するまでとする。ただし、甲が乙に情報等を提供する場合は、当該情報等を乙が受領したときからとする。

2 前項に定める乙が情報等を保全又は保護する責任がある期間に乙が情報等を漏えいしたときは、当該期間又は当該期間経過後3年を経過するまでの間は、甲は、乙に対して前条の規定に基づく違約金を請求できるものとする。

3 本違約金条項が付されている契約が終了し、又は解除された場合であっても、第1項に定める乙が情報等を保全又は保護する責任がある期間及び前項の規定に基づき甲が乙に対して違約金を請求できる期間は、本違約金条項は、なおその効力を有するものとする。

第3条 本違約金条項の規定は、これに基づく違約金とは別に甲がその損害につき乙に対し賠償を請求することを妨げない。